

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について

令和4年12月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電話: 03-6257-1421

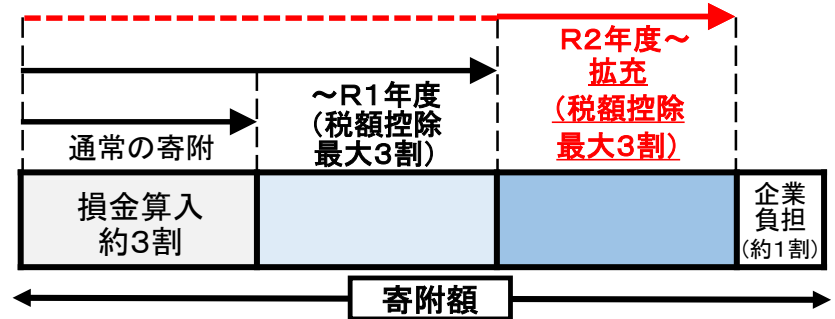
メール: kigyou-furusato@cas.go.jp

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- ※ 地方公共団体のホームページ・広報誌等による寄附企業名の紹介や、公正なプロセスを経た地方公共団体との契約などは問題ありません。(Q&A等参照)
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- **寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要
 - ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
 - ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

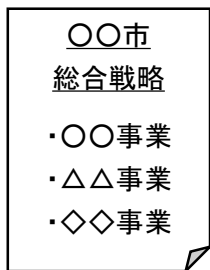


例) 1,000万円寄附すると、**最大約900万円**の法人関係税が軽減。

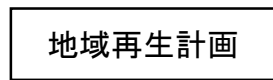
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成



④寄附



⑤税額控除



企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)







国
(法人税)

◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,487市町村(令和4年11月11日時点)



企業のPRに

- 地方公共団体のホームページや広報誌、寄附活用事業で整備された施設の銘板などに当社の名前が掲載されたことで、日頃から付き合いのある取引先や金融機関に対する信用力向上にもつながりました。
- 寄附目録の贈呈の際に、記者発表の場が設けられたことで、自社のCSRを広く周知することができ、企業のイメージアップにもつながりました。


企業の継続的な発展に寄与

- 寄附を通じて、人材育成事業を推進することで、地域の人材を育成し、将来的には自社の人材確保につながることを期待しています。
- 寄附を通じて、自社が利用する原材料の生産を促進する事業を推進することで、結果的に自社の原材料確保につながりました。
- 地域経済活性化の取組を応援することで、地域に根差した事業を行う当社の事業運営にも資するものと考えています。
- 地方公共団体の観光事業を応援することで、観光客が増加し、観光業を営む自社の利益にもつながると考えています。


地方公共団体等との新たなパートナーシップを構築

- 寄附活用事業に参画するきっかけとなっただけでなく、当該事業に関係する学校法人やNPOなど、地方公共団体以外の機関ともパートナーシップを構築できました。
- 寄附を契機に、地方公共団体と日頃からのコミュニケーションが生まれ、自社の事業に関する相談などをしやすくなりました。


SDGsやESGに寄与

- 環境保全や脱炭素社会の実現は、自社の継続的な事業運営のためにも重要なテーマですが、自社だけで推進することは困難です。地域の環境保全や脱炭素に係る取組を応援することで、それらを推進できたことは大きな意義があったと考えています。


被災地の復興に

- 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで当社にとって最大限の寄附を行うことができました。

創業地や縁のある地への恩返しに

- 創業地や縁のある地方公共団体が推進している事業を、寄附を通じて応援することで、恩返しができただけではないかと考えています。

寄附活用事業が社員のプラスに

- 寄附を活用して地方公共団体により実施された子育て事業は、当社の子育て世代の社員にとってもプラスになっています。また、社員としては、自分が働く企業が、地方公共団体の子育て事業に協力していることに誇りを感じ、モチベーションアップにもつながっているようです。

「寄附をしたい地方公共団体や事業が見つからない」という声も

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体については下記のリンクから確認できます。

地域再生計画



- 地方公共団体が特に寄附を募集している事業については下記のリンクから確認できます。

寄附募集事業



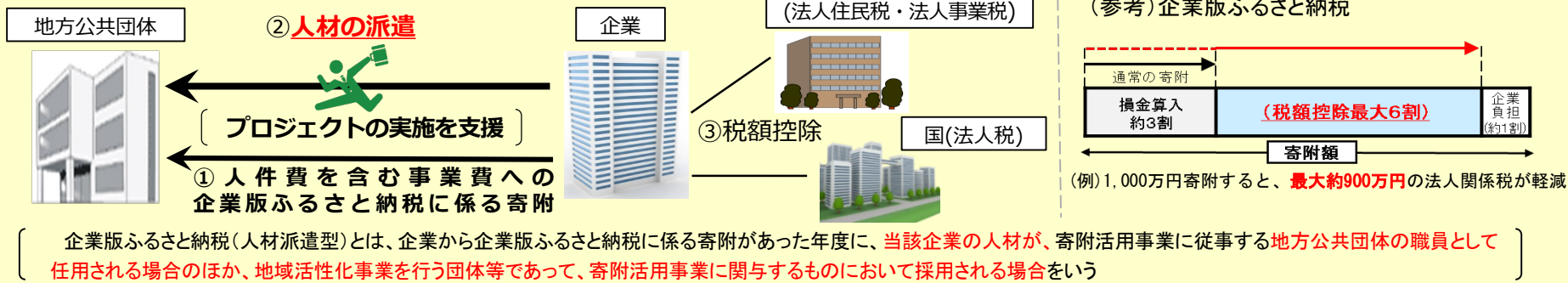
- 内閣府では、企業と地方公共団体のマッチングの機会を設けておりますので、ぜひご活用ください。

マッチング会



企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



地方公共団体のメリット

- 専門的ノウハウを有する人材が、寄附活用事業に従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に人件費を負担することなく、人材を受け入れることができる
- 関係人口の創出・拡大も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減を受けられる
- 寄附による支援のみならず、企業のノウハウの活用による地域貢献がしやすくなる
- 人材育成の機会として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 寄附企業からの人材受入れなどを対外的に明らかにすることにより透明性を確保
- ・ 寄附企業への寄附を行うことの代償としての経済的利益供与の禁止 など

活用団体	受入期間	従事する事業	企業所在地/人数	活用団体	受入期間	従事する事業	企業所在地/人数
岡山県真庭市	R3/4/1から2年間	観光振興事業	岡山市/1名	徳島県	R4/4/1から2年間	転職なき移住促進事業	東京都/1名
新潟県	R3/6/1から1年10ヶ月間	DX推進事業	東京都/1名	山梨県甲斐市	R4/5/1から11ヶ月間	まちづくり事業	甲府市/1名
	R4/5/11から約1ヶ月間	働き方改革推進事業	東京都/1名	兵庫県神戸市	R4/6/1から10ヶ月間	資源循環促進事業	東京都/1名
	R4/9/7から約7ヶ月間	スタートアップ推進事業	東京都/1名	鳥取県江府町	R4/7/1から1年9ヶ月間	DX推進事業	東京都/1名
静岡県裾野市	R3/6/1から1年10ヶ月間	岩波駅周辺整備事業	豊田市/1名	福岡県北九州市	R4/7/1から1年間	脱炭素化推進事業	福岡市/1名
大阪府貝塚市	R3/7/1から2年間	まちづくり事業	大阪市/1名	宮崎県高原町	R4/7/1から2年9ヶ月間	官民連携産業創出事業	宮崎市/1名
熊本県	R3/8/18から約1年11ヶ月間	脱炭素化推進事業	福岡市/1名	北海道厚真町	R4/7/1から9ヶ月間	介護予防推進事業	大阪市/1名
岩手県大槌町	R3/10/1から1年6ヶ月間	防災・協働地域づくり	東京都/1名	大阪府	R4/8/1から8ヶ月間	成長産業振興事業	東京都/1名
奈良県橿原市	R3/10/1から6ヶ月間	DX推進事業	東京都/1名	群馬県	R4/8/1から2年8ヶ月間	尾瀬の適正利用と魅力発信事業	東京都/1名
埼玉県横瀬町	R4/1/1から3ヶ月間、 R4/5/1から6ヶ月間	DX推進事業	東京都/2名	北海道	R4/8/1から8ヶ月間	官民連携事業	大阪市/1名
富山県南砺市	R4/1/1から3年3ヶ月間	地域エネルギー利用推進事業	富山市/2名	宮崎県延岡市	R4/10/1から6ヶ月間	DX推進事業	東京都/1名
北海道伊達市	R4/3/1から13ヶ月間	健康産業育成事業	刈谷市/1名	埼玉県川越市	R4/10/1から2年6ヶ月間	グリーンツーリズム整備推進事業	東京都/1名
大阪府阪南市	R4/4/1から2年間	まちづくり関連事業	東京都/1名	沖縄県宮古島市	R4/10/1から1年間	エコアイランド推進事業	東京都/1名
山梨県都留市	R4/4/1から1年間	教育環境の構築	横浜市/1名	滋賀県	R4/12/1から2年4ヶ月間	関係人口等創出事業	鎌倉市/1名
熊本県荒尾市	R4/4/1から1年間	スマートシティ推進事業	熊本市/1名				

企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用事例とポイント

〈活用事例〉

岡山県真庭市【令和3年度大臣表彰受賞】

企業版ふるさと納税（人材派遣型）の仕組みを全国で初めて活用。観光分野の専門ノウハウを有する企業人材が、コロナ禍における新たな観光振興政策の企画に従事。

新たな観光振興政策を検討する際、専門的視点を盛り込むことができるようになり、観光分野の体制強化につなげている。これまで推進してきた「観光地域づくり」に民間の視点を活かすことで、地方創生の一層の充実・深化や、自治体と企業のPRにつながっている。



©Kawasumi-Kobayashi Kenji Photograph Office

観光文化発信拠点
「GREENable HIRUZEN」

〈活用のポイント〉

地方公共団体と企業の双方の担当部署同士の連携・コミュニケーションが重要

（事業担当部署、人事担当部署、企画（財務）担当部署など）

人材派遣に向けた協議内容(具体例)

職員としての採用

任用形態、役職、身分、採用期間、給与手当関係、勤務条件など

業務内容

企業人材が培ってきたノウハウや専門的知識を、地方創生に活かす方法の検討

寄附金額や寄附の時期

当該人材の人件費相当額を含む事業費へ寄附

広報

プレスリリースや記者会見、地方公共団体ホームページ・広報誌などで紹介

その他

派遣に併せて、自治体と企業の連携協定を締結する例も

サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

〈活用事例〉

石川県能登町【令和3年度大臣表彰受賞】

- 関係人口や移住人口の増加に向け、サテライトオフィスを兼ねたテレワーク施設を運営するとともに、ワーケーションの誘致に取り組む。
- 宿泊施設がワーケーションプランを販売開始し、都市部の社会人が能登町を訪れる新たな流れを作り、関係人口の創出に取り組む。



観光→関係人口の拡大→移住の流れを創出

〈ルールの特典〉

「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ & A」を改正し、ルールを明確化

寄附を行った企業が、寄附を活用して整備したサテライトオフィスを利用することも可能

サテライトオフィスの整備等の場合、寄附企業以外の企業も入居していることが望ましいが、公募を通じて、寄附企業以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったのであれば、寄附企業以外の企業の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能

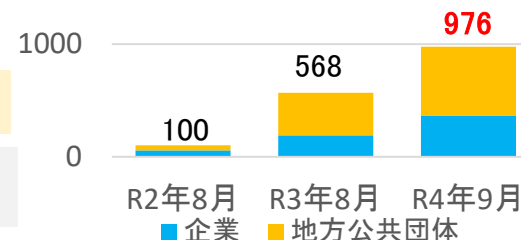
活用促進に向けた国の取組 一企業と地方公共団体とのマッチング会

- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、**官民連携の場**として、2018年8月31日に「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を設置。会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置。(2022年10月時点:29分科会)



- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

分科会会員数の推移



企業版ふるさと納税 分科会 (企業366団体、地方公共団体610団体 ※R4.9時点)

課題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

○2021年度開催実績

- 第1回:7月15日(WEB開催) 自治体149団体、企業58団体
- 第2回:9月2日(WEB開催) 自治体88団体、企業68団体
- 第3回:10月13日(WEB開催) 自治体137団体、企業64団体
- 第4回:11月18日(WEB開催) 自治体102団体、企業62団体
- 第5回:1月18日(WEB開催) 自治体64団体、企業54団体
- 第6回:2月9日(WEB開催) 自治体91団体、企業44団体

・メインテーマを設定(①脱炭素社会の実現、②国土強靱化、③新型コロナウイルス感染症対策)

・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)

・企業が地方公共団体のプレゼンテーションを視聴した上で関心ある地方公共団体と面談できるよう、個別面談会を別日に設定

・メインテーマを設定(①災害・国土強靱化・新型コロナウイルス感染症対策、②移住・定住の促進)

・「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」相談会として開催

・メインテーマを設定(サテライトオフィス等のデジタル技術活用による地域課題の解決)

○2022年度開催実績(合計6回程度開催予定)

- 第1回:7月14日(WEB開催) 自治体151団体、企業46団体
- 第2回:8月31日(WEB開催) 自治体116団体、企業78団体
- 第3回:10月28日(WEB開催) 自治体78団体、企業107団体
- 第4回:12月1日 WEB開催
- 第5回:1月25日 開催予定**
- 第6回:2月下旬 開催予定**

・メインテーマを設定(①サテライトオフィス等の整備、②スタジアム・アリーナ、文化・教育施設の整備)

・メインテーマを設定(①地域の女性活躍・子育て支援、②孤独・孤立対策、③移住・定住(地方創生テレワーク等)の推進)

・メインテーマを設定(①デジタルの力を活用した地域の社会課題の解決、②脱炭素社会の実現(環境保全・エネルギーを含む))

・メインテーマを設定(「①観光・交流、②国土強靱化(防災・減災、災害対応等、③人材派遣型の活用(デジタル人材等)」)

★ その他、地方公共団体との連携による地域別のマッチング会を開催予定(2023年2月頃、計3回程度)

企業と地方公共団体のマッチングを推進するため、**マッチング会を開催する地方公共団体等へ企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザーを派遣**します。

1. 派遣内容

- 地域で開催されるマッチング会にアドバイザーが登壇し、
 - ・**地方公共団体の訴求内容・訴求方法**
 - ・**企業の地方公共団体への提案内容** 等について**助言**します。

※原則、オンラインになります。

- 個別面談の場にアドバイザーが参加することで、**マッチングの確度向上**が期待できます。
- アドバイザーに対する謝金等は内閣府が負担します。

企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー



山内 幸治



吉弘 拓生



晝田 浩一郎

2. 派遣基準（要件）

企業と地方公共団体のマッチング会を開催する地方公共団体等が対象となります。

■対象となる派遣先

- ・地方公共団体
- ・国の行政機関
- ・公益法人(宗教法人を除く。)又はこれに準ずる団体
- ・学校法人、金融機関、労働団体、新聞社等の報道機関 等

■マッチング会の内容

- ・企業版ふるさと納税の推進、普及又は啓もうに積極的に寄与すること
- ・特定の者の利益が図られるおそれのないもの
- ・複数の地方公共団体と複数の企業が参加する会であること
- ・地方公共団体と企業が対話を行う個別面談の場を設けること

3. 申請方法

- ① 派遣を希望される場合は、内閣府(右記連絡先)までお問い合わせください。
- ② 申請様式をお送りしますので、マッチング会を企画の上、内閣府まで様式を提出してください。
- ③ 提出後、日程・内容等を確認・調整の上、派遣の可否を決定します。

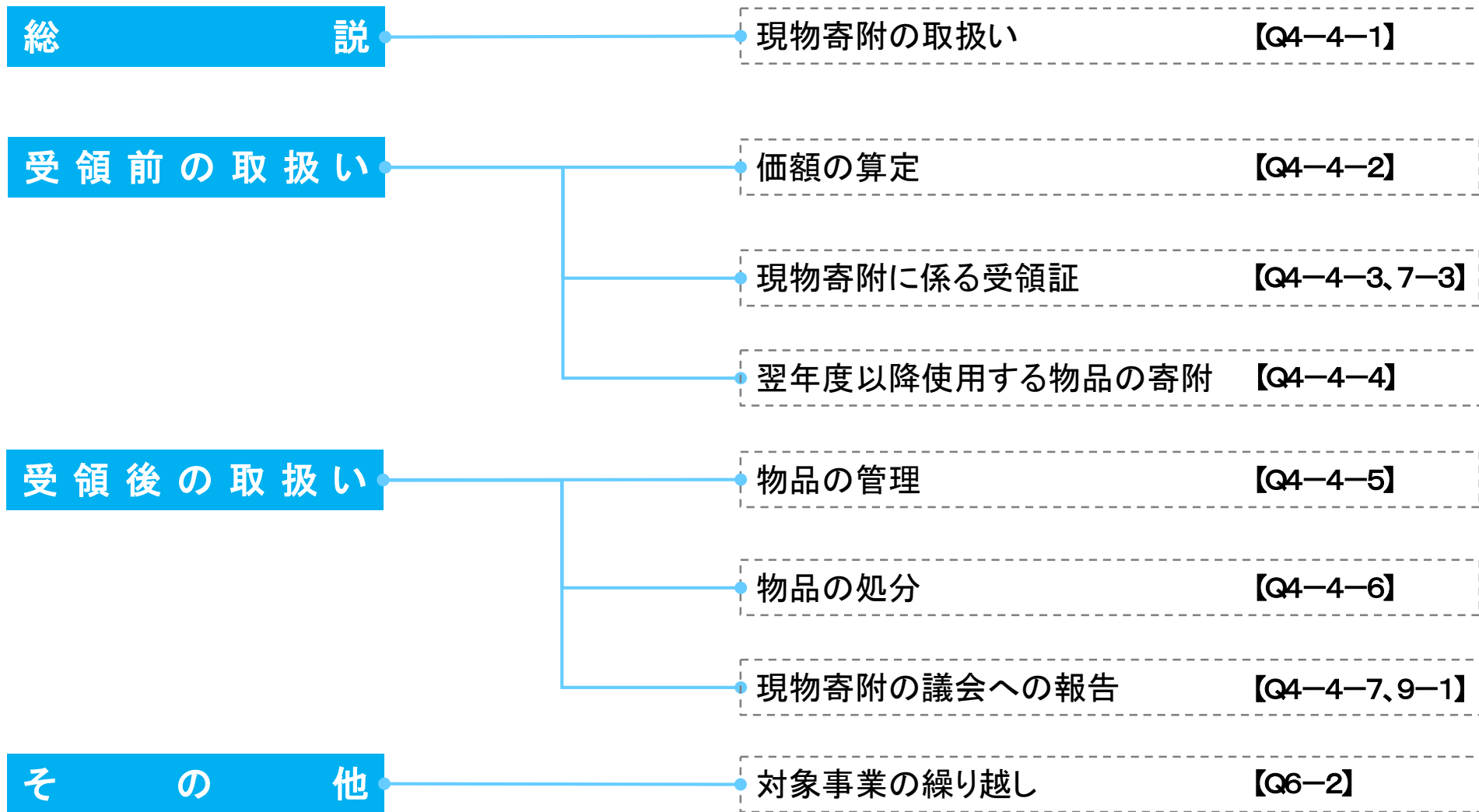
※申請多数の場合、派遣できない場合がありますので、ご了承ください。

【連絡先】

内閣府地方創生推進事務局(企業版ふるさと納税担当)

Tel : 03-6257-1421

E-Mail: kigyou-furusato@cas.go.jp



<掲載ページ>

企業版ふるさと納税ポータルサイトの「Q&A」に掲載

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html



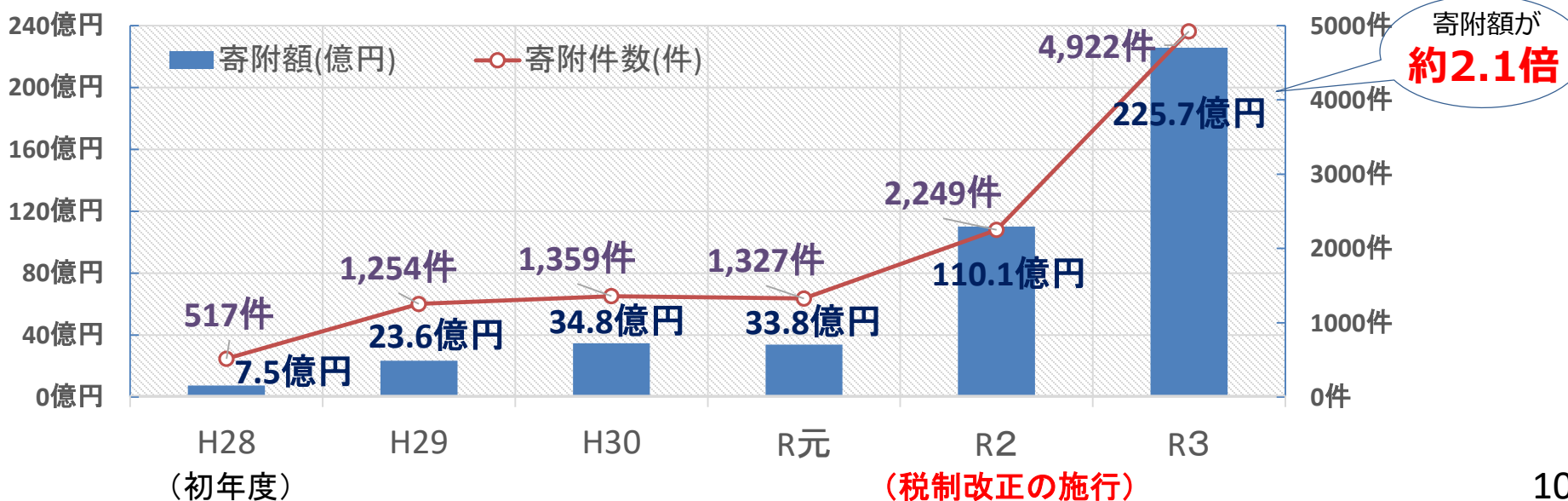
參考資料

企業版ふるさと納税に係る令和3年度寄附実績について

- 令和3年度の寄附実績は、令和2年度税制改正による税額控除割合の引上げ等もあり、**金額・件数ともに約2倍**となり、**大きく増加**（金額は前年比約2.1倍の225.7億円、件数は約2.2倍の4,922件）
- 一層の活用促進に向け、**関係府省との連携等による企業等へのアプローチの強化**、地方公共団体等への**支援の充実**（地方公共団体等が主催する地域別のマッチング会の開催を支援等）等を実施

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度 (税制改正の 施行)	R3年度	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	225.7億円 (+105%)	435.4億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	4,922件 (+119%)	11,628件

※寄附額については、端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合があります。



令和3年度の寄附受入れ実績（都道府県別）

- ほぼ全ての都道府県で活用団体数、金額ともに増加。寄附受入れの前提となる地域再生計画の認定数の増加も寄与
- 令和2年度と比較して、**22府県で活用団体数が2倍以上増加**、**30道府県で寄附額が2倍以上増加**

（金額：億円）

都道府県	寄附受入実績 (R2年度)			寄附受入実績 (R3年度)				
	認定 団体	活用 団体	金額	認定 団体	活用団体		金額	
					前年比 (倍)	前年比 (倍)		
北海道	105	61	15.8	142	96	1.6	38.9	2.5
青森県	38	11	10.8	38	22	2.0	1.7	0.2
岩手県	20	11	3.7	29	22	2.0	4.7	1.3
宮城県	21	10	1.6	25	19	1.9	4.9	3.1
秋田県	13	9	0.7	20	16	1.8	1.0	1.5
山形県	17	8	0.7	27	16	2.0	1.3	1.9
福島県	27	16	1.8	43	29	1.8	6.8	3.7
茨城県	27	13	5.8	36	27	2.1	7.5	1.3
栃木県	20	6	0.5	23	15	2.5	1.8	3.3
群馬県	20	11	3.4	27	24	2.2	17.1	5.0
埼玉県	25	8	0.6	47	23	2.9	1.8	3.3
千葉県	32	11	1.2	43	28	2.5	2.2	1.9
東京都	3	3	0.2	4	3	1.0	0.02	0.1
神奈川県	12	7	1.0	21	15	2.1	2.1	2.0
新潟県	27	19	1.7	28	21	1.1	1.7	1.0
富山県	12	7	0.8	14	12	1.7	2.4	3.1
石川県	20	10	2.2	20	19	1.9	2.6	1.2
福井県	10	3	0.2	15	9	3.0	0.9	4.4
山梨県	24	5	0.4	28	15	3.0	1.1	3.0
長野県	39	31	2.5	47	36	1.2	3.8	1.6
岐阜県	29	12	1.3	37	21	1.8	2.9	2.3
静岡県	23	15	9.5	32	28	1.9	19.7	2.1
愛知県	28	13	5.9	45	31	2.4	2.4	0.4
三重県	18	9	1.2	22	13	1.4	3.8	3.3
滋賀県	13	4	0.4	19	13	3.3	1.2	3.3

都道府県	寄附受入実績 (R2年度)			寄附受入実績 (R3年度)				
	認定 団体	活用 団体	金額	認定 団体	活用団体		金額	
					前年比 (倍)	前年比 (倍)		
京都府	20	12	2.6	23	12	1.0	4.9	1.9
大阪府	19	6	1.2	33	17	2.8	5.0	4.3
兵庫県	29	16	1.5	35	25	1.6	3.2	2.2
奈良県	39	7	0.7	39	19	2.7	1.3	2.1
和歌山県	24	12	0.3	29	23	1.9	1.4	4.7
鳥取県	11	7	0.4	15	11	1.6	0.9	2.0
島根県	12	8	0.6	14	11	1.4	1.3	2.0
岡山県	24	20	3.4	26	20	1.0	1.8	0.5
広島県	16	12	6.6	20	17	1.4	10.7	1.6
山口県	17	4	0.2	20	9	2.3	0.9	3.7
徳島県	16	11	3.6	25	14	1.3	12.5	3.4
香川県	15	3	0.1	16	10	3.3	2.5	17.5
愛媛県	16	8	1.2	17	14	1.8	3.1	2.5
高知県	25	6	1.6	28	12	2.0	2.1	1.4
福岡県	29	14	2.2	50	25	1.8	13.3	6.2
佐賀県	21	11	1.0	21	13	1.2	1.9	1.9
長崎県	19	7	0.4	22	18	2.6	2.0	4.5
熊本県	30	15	4.2	44	32	2.1	6.2	1.5
大分県	17	9	0.6	18	13	1.4	1.4	2.4
宮崎県	18	9	0.8	27	25	2.8	5.7	7.5
鹿児島県	32	19	3.2	37	27	1.4	7.9	2.5
沖縄県	19	4	0.1	25	16	4.0	1.5	10.8
合計	1,091	533	110.1	1,416	956	1.8	225.7	2.1

※認定団体：各年度に寄附を受け入れることのできた（各年度末までに認定地域再生計画を有していた）自治体

※端数処理しているため、内訳と合計が一致しない場合がある

企業版ふるさと納税の活用 – 企業の寄附手続の例 –

① 寄附の方針を検討し、寄附先の候補となる地方公共団体を選定

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体の中から選定します。
- 内閣府ポータルサイトで各地方公共団体の地域再生計画や、分野ごとの寄附募集事業を確認することができます。
(URL: https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyuu_furusato.html)
- マッチング会や説明会への参加がきっかけで、寄附に繋がった事例もあります。

② 社内提案資料等の作成(メリット、寄附先の選定基準等)、社内調整

③ 地方公共団体との調整(寄附手続き、寄附活用事業等について)

- 寄附金額や寄附時期、どの事業に対して寄附を行うか等について調整します。
- 地方公共団体の事業の企画立案から事業の実施完了に至るまで、随時、寄附の申し出を行うことが可能です。

④ 広報に向けた調整(例:寄附贈呈式、報道発表等)

- 寄附目録贈呈式の開催、報道発表(プレスリリース)の実施、地方公共団体ホームページ・広報誌や県政広報番組における寄附企業名の紹介、寄附を活用して整備した施設への銘板の設置等により、寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上等の効果につながると考えられます。

⑤ 税務処理の手続

- 税額控除は、実際に寄附を行った日が属する事業年度に適用されます。
- 租税の申告時に、地方創生応援税制の適用がある寄附を行った旨を申告するとともに、寄附先の地方公共団体から交付を受けた受領証の写しを提出(法人税の申告にあっては保管)する必要があります。
税制上の手続に係る詳細については、課税庁から発表されている情報を確認してください。
- 複数のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に対する寄附を一度に行った場合、寄附先の地方公共団体から、事業ごとに受領証の交付を受ける必要があります。

※上記はあくまでも一例であり、企業側から寄附先の地方公共団体を募集する場合や、企業が寄附活用事業の立案段階から参画する場合があります。

スタジアム・アリーナ、文化・教育施設の整備等への企業版ふるさと納税の活用促進について

- PFI等の施設整備等に向けた企業の資金支援を促すため、**スタジアム・アリーナ及び文化・教育施設の整備等に企業版ふるさと納税等を積極的に活用**していくことされている。
(第18回民間資金等活用事業推進会議(令和4年6月3日)資料(次頁)参照)
- 内閣府としても、
 - ・寄附を活用して整備・運営が行われる競技場の利用に係る**ルールの明確化**(「『寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること』についての解説」の公表(6月27日))
 - ・企業版ふるさと納税**ポータルサイトにおいて、寄附募集事業の分野として追加**(7月8日)
 - ・スタジアム・アリーナ及び文化・教育施設の整備をテーマとした**マッチング会の開催**(7月14日)のほか、活用事例の周知等を通じて、更なる活用促進を図っていく。

スタジアム・アリーナ整備に係る企業版ふるさと納税の活用事例

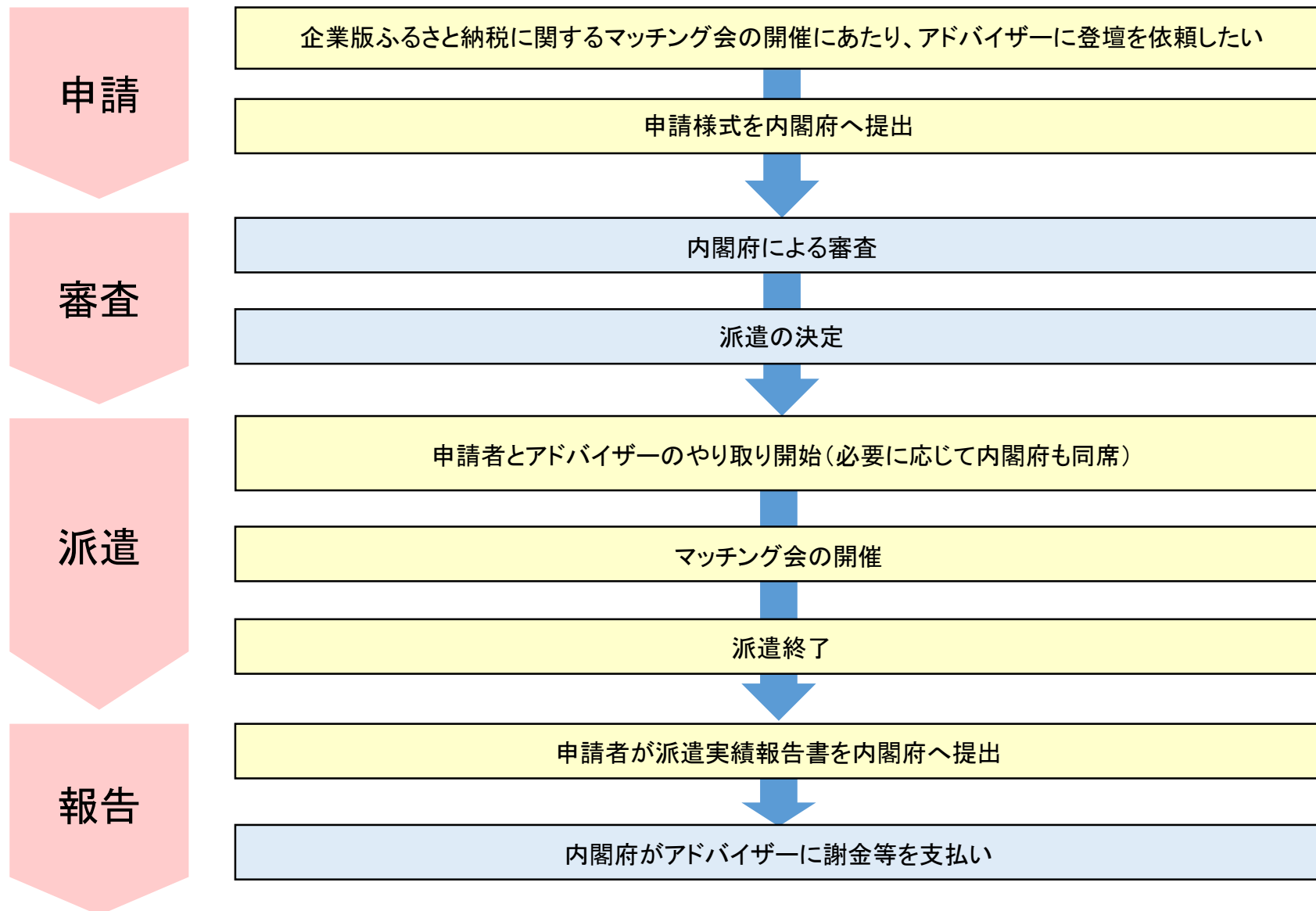
<スポーツによる持続可能なまちづくりプロジェクト(群馬県太田市)>

スポーツ交流による関係人口獲得の推進等を図るため、太田市運動公園内にアリーナ(体育館)を建設。スポーツに関する既存の取組や観光事業、シティプロモーション事業と連携することで相乗効果を発揮。低迷している地域内消費額(観光消費額)の拡大により、市の活性化を目指す。

<事業期間>2020年4月~2025年3月
<総事業費(見込み)>78.5億円
<寄附額>1億円(2020年度)
※2022年度までに寄附総額30億円を目指す



企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー派遣の手順



企業の「各地方公共団体でどんな寄附事業があるか分からない。」に応えるため、内閣府ポータルサイトに寄附募集事業を掲載。

■企業版ふるさと納税ポータルサイト トップページ



地域から探す →

分野別の寄附募集事業一覧 →

キーワードから探す →

企業版ふるさと納税
ポータルサイト→



※「分野別の寄附募集事業」「キーワードから探す」における検索で該当しない事業であっても、企業版ふるさと納税に係る寄附を充当できる場合がありますので、各地方公共団体の担当部署にお問合わせください。

- ・企業版ふるさと納税を、**シティプロモーションの機会**と捉えること。
- ・地域課題解決に資する事業づくりをおこなうため、**事業構想段階から企業とともに事業を作り上げる事例**も生まれてきている。
- ・**企業とのネットワークを持つ関係部署との庁内連携**が重要。
(商工担当部局、企業との包括連携協定の担当部署、東京事務所等)
- ・**首長などによるトップセールスや、独自のチラシを作成**することも有効。
- ・再度の寄附獲得に向け、寄附活用事業の進捗や成果の報告なども含め、**企業に対するきめ細かなフォロー**を。

- ・**最大約9割の税の軽減効果。実質(最小)約1割の負担で、企業のイメージアップやCSR、SDGsの推進**に寄与。
- ・自治体のホームページや広報誌、施設の銘板などで、**企業名の紹介**が可能。
- ・**自社の継続的な発展に寄与する事業等へ寄附**を行う例も。
(例)・エゴマを使った商品を製造する企業の関連会社が、エゴマ栽培の効率化を図る事業に寄附
 - ・鉄道会社が沿線のワイナリーの魅力向上等に取り組む事業に寄附
- ・**寄附を活用して整備したサテライトオフィスに入居**することも可能(詳細はP20参照)。
- ・**企業版ふるさと納税(人材派遣型)を活用**することで、**社員の人材育成**も可能。

デジタル田園都市国家構想基本方針（抄） （令和4年6月7日閣議決定）

第3章 各分野の政策の推進

1. デジタル実装による地方の課題解決

（1）地域の特色を活かした分野横断的な支援

②地方への資金の流れの創出・拡大

【具体的取組】

(a)企業版ふるさと納税の一層の活用促進

・企業版ふるさと納税について、より簡明な内容での周知等を通じ、ルールの一層の明確化を進める。あわせて、関係省庁との連携や地方公共団体等への支援によるオンラインを用いたマッチング機会の更なる充実、サテライトオフィスの整備等に関する活用事例の周知、寄附活用事業の進捗状況等に関する寄附企業等への周知方法の横展開を図ること等を通じて、一層の活用促進を図る。

第2章 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた方向性

1. 取組方針

（1）デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

②人の流れをつくる（中長期的な取組の方向性）

【「転職なき移住」の推進など地方への人材の還流】

企業版ふるさと納税等の活用を通じて、全国にサテライトオフィス等の整備を促し、2024年度末までに全国の地方公共団体1,000団体における設置を目指す。また、優良事例の表彰やマニュアルの配布など、企業側のインセンティブを高める取組も推進する。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説①

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説
—企業版ふるさと納税による寄附をご検討いただいている法人の皆様へ—

令和4年6月27日
内閣府地方創生推進事務局

企業版ふるさと納税では、内閣府令において、地方公共団体が、寄附を行う法人に対し、その代償として経済的な利益を供与することが禁止されています（具体的な条文は地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）の第13条です。）。

以下では、このことについて、一問一答の形式で解説を行っております。

なお、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A（第11版）＜事業実施・実施状況報告編＞」（令和4（2022）年1月17日、内閣府地方創生推進事務局。以下「Q&A」といいます。）も別途、公表しておりますので、ご関心があれば、併せてご覧ください。

また、解説の内容について、適宜、拡充を図っていくこととしています。

＜掲載ページ＞

企業版ふるさと納税ポータルサイトの「Q&A」に掲載

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説②

【総論】

総一問1 寄附の代償（見返り）として禁止される事例は何ですか。

総一答1 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されています。

- 寄附を理由とした補助金の交付
- 寄附を理由とした、他の法人の場合より低い金利での貸付け
- 入札や許認可での便宜の供与
- 合理的な理由なく、市場価格より低い価格で財産を譲渡すること
- 寄附を理由とした換金性の高い商品（商品券やプリペイドカード等）の提供
- 寄附を行うことを、公共事業の入札参加要件とすること
- 寄附を活用して整備した施設を専属的に利用させること
- 合理的な理由なく、他の利用者より低廉な料金で公共施設を利用させること

※ 参考：Q&AのQ5-1-1

総一問2 寄附の代償（見返り）には該当せず、許容される事例は何ですか。

総一答2 以下のような行為を、地方公共団体が寄附を行う法人に対して行うことは禁止されておりません。

- 寄附を行った法人に対し、感謝状やこれに類するものを贈呈すること
- 地方公共団体のHPや広報誌等において、寄附を活用して実施している事業の紹介に併せて、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて紹介すること
- 寄附を活用して整備した施設等に銘板等を設置し、寄附を行った法人の名称を他の寄附者と並べて列挙すること
- 社会通念上許容される範囲内で記念品やこれに類するものを贈呈すること

※ 参考：Q&AのQ5-1-2

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説③

【契約一般】

契—問 1 寄附を行った地方公共団体から工事の受注等を行うことは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

契—答 1 競争入札によるか、随意契約によるかにかかわらず、地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

※ 補足説明その 1

地方公共団体において必要となる取組みとは、入札及び契約に関する次の 3 つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、寄附を行った法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

ただし、③に関し、随意契約によることができる場合の具体的な基準が法令の範囲内で地方公共団体の自主的な判断に委ねられていることなどに照らし、一般競争入札や指名競争入札による場合に比べて、より一層、手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があります。

※ 補足説明その 2

万が一、受注等を行う上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q&AのQ5-2-1、Q5-2-2

契—問 2 過去に契約関係にあった地方公共団体や、現に契約関係にある地方公共団体に対し、寄附を行うことはできますか。

契—答 2 原則として、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには該当しないことから、寄附を行うことができます。

※ 参考：Q&AのQ5-2-3

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説④

【施設等の利用】

施—問1 寄附により整備されたサテライトオフィス（シェアオフィス、コワーキングスペースなども含む。）を、寄附を行った法人が利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

施—答1 まず、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者も利用しているというケースが挙げられます。この場合には、利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている事例を除いて、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

一方で、寄附を行った法人によるサテライトオフィスの利用に先立ち、その他の者は利用していないというケースが挙げられます。この場合に、地方公共団体において、利用のための公募が行われ、その他の者が将来的に利用することが排除されていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（サテライトオフィス等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『寄附を行った法人による専属的な利用』には当たらない、と認められるためには、地方公共団体において、利用のための公募が行われることが必要です。そして、この公募では、寄附を行った法人以外の者も同じ条件で施設を利用することを可能とするために募集の手続きが採られることが重要です。併せて、寄附を行った法人以外の者が将来的に利用することが排除されることのないよう、地方公共団体において取り扱うことも必要です。

※ 補足説明その3

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人のみに対して施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑤

【施設等の利用】

施—問2 プロスポーツチームの運営会社から受けた寄附により、同チームの本拠地として使用されるための競技場が整備された場合に、同チームがその競技場を利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施—答2 まず、たとえプロスポーツチームの本拠地としての使用が予め計画されていたとしても、地域住民や他の団体による利用が排除されていないのであれば、同チームの利用は、禁止される専属的な利用に当たりません。

その上で、利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

【図】



※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（競技場等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施—問2に対する施—答2と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ&AのQ5-5をご参照ください。

※ 補足説明その4

なお、プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場を地方公共団体が整備するに先立ち、当該地方公共団体が議会や地域住民に対し、その必要性や公益性等に関して十分に説明責任を果たすべきことは、言うまでもありません。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑥

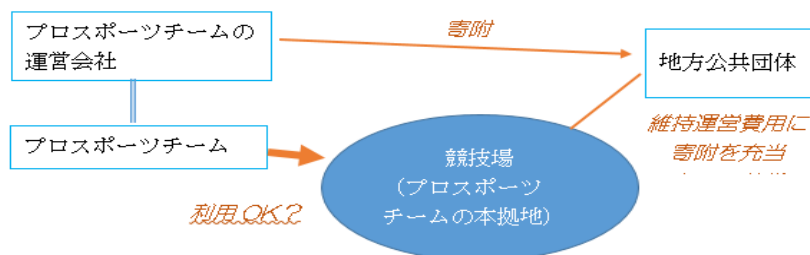
【施設等の利用】

施—問3 プロスポーツチームの本拠地として使用されるための競技場が整備され、同チームの運営会社から受けた寄附により、その競技場の維持運営事業が行われている場合に、同チームがその競技場を利用することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的な利益）に当たりませんか。

施—答3 まず、たとえプロスポーツチームの本拠地としての使用が予め計画されていたとしても、地域住民や他の団体による利用が排除されていないのであれば、同チームの利用は、禁止される専属的な利用に当たりません。

その上で、利用料等の利用条件の面で、他の利用者との間で不合理な区別がなされていないのであれば、禁止される「寄附を代償とした経済的な利益の供与」には当たりません。

【図】



※ 補足説明その1

寄附により整備された施設（競技場等）を、寄附を行った法人が利用する場合に、禁止される寄附を代償とした経済的な利益の供与に該当するか否かを判断するに際しては、主に、以下の2点が問題となります。

- ① 専属的な利用に当たるか否か
- ② 利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で、合理的な理由なく異なる取扱いがなされているといえるかどうか

※ 補足説明その2

『利用料等の利用条件の面で、寄附を行った法人とその他の法人との間で不合理な区別がなされている場合』としては、例えば、合理的な理由なく、寄附を行った法人の運営するプロスポーツチームのみに対して、施設の利用料を無償にすることや、低廉な利用料が設定されることが挙げられます。なお、この具体例は、条例等の規定に基づく減免措置を一般的に妨げるものではありません。

※ 補足説明その3

寄附を行った法人が、例えば、プロスポーツチームを運営する法人の親会社である場合には、施—問3に対する施—答3と同様の考え方に基づいて、「寄附を代償とした経済的な利益の供与」に当たるかどうかを判断することになります。詳細はQ & AのQ5-5をご参照ください。

「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」についての解説⑦

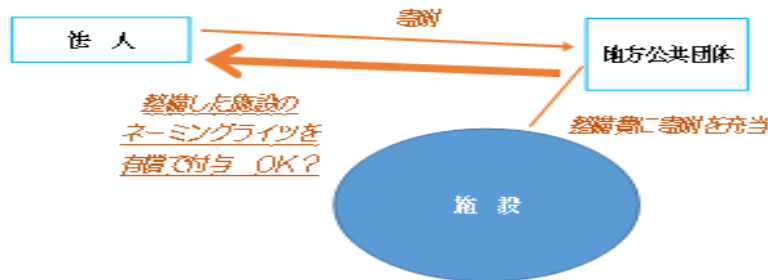
【ネーミングライツ】

ネー問 寄附を行った法人が、寄附をした地方公共団体との間で、その寄附により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、禁止される寄附の見返り（寄附の代償として供与される経済的利益）に当たりませんか。

ネー答 地方公共団体において以下の取組みが行われることを前提とすれば、寄附の代償として経済的な利益が供与されることには当たりません。

なお、施設等の整備に関する事業が寄附を活用して行われるものか否かによって、結論が左右されるものではありません。

【図】



※ 補足説明その1

地方公共団体において必要となる取組みとは、契約に関する次の3つのすべてです。

- ① 条例・規則等を含む法令を遵守すること
- ② 手続きにおいて、例えば、優先交渉権者の選定に際して寄附を行った法人しか応募できないような不合理な条件を設けることによる、当該法人への便宜の供与など、寄附の受領を理由に他の法人との間で別異に取り扱うことがないようにすること
- ③ 手続きの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たすこと

※ 補足説明その2

万が一、契約を締結する上で疑問等が生じた場合には、該当する地方公共団体に対し確認等を行っていただきますよう、お願いします。

※ 参考：Q&AのQ5-3-1

なお、無償のネーミングライツ契約の締結については、Q&AのQ5-3-2をご参照ください。²⁴